が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項中「チ」を「チ又は」に、「同号ロ及びハ」を「同号ロ及びハ」に、「〔一～三　同上〕」を「〔一・三　同上〕」に、「〔ヲ　略〕」を「〔ワ　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項中「チからヌまで又は」を「チからヌまで若しくは」に、「同号ロ及びハ」を「同項第一号ヌに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハ」に改め、「規定する方法に限る。）」の下に「又は第七項の規定」を加え、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項第一号中「〔一～三　略〕」を「〔一・三　略〕」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条の四第一項第五号中「、チ若しくはリ又は」を「、チ若しくはリ又は」に、「同号ロ及びハ」を「同号ロ及びハ」に改め、同表改正後欄の外国為替に関する省令第八条第一項第一号ヌ中「当該顧客又は代表者等から」の下に「当該顧客の」を加え、「当該顧客又は代表者等の住所又は居所」を「当該顧客の住所又は居所」に改め、「または代表者等」を削り、同欄の外国為替に関する省令第八条第一項第一号中「〔ヲ　略〕」を「〔ワ　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項中「チからヌまで又は」を「チからヌまで若しくは」に、「同号ロ及びハ」を「同項第一号ヌに掲げる方法にあつては、顧客に行うものに限り、同項第三号ロ及びハ」に改め、「規定する方法に限る。）」の下に「又は第七項の規定」を加え、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項第一号中「〔一～三　略〕」を「〔一・三　略〕」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条の四第一項第五号中「、チ若しくはリ又は」を「、チ若しくはリ又は」に、「同号ロ及びハ」を「同号ロ及びハ」に改め、同表改正後欄の外国為替に関する省令第八条第一項第一号ヌ中「当該顧客又は代表者等から」の下に「当該顧客の」を加え、「当該顧客又は代表者等の住所又は居所」を「当該顧客の住所又は居所」に改め、「または代表者等」を削り、同欄の外国為替に関する省令第八条第一項第一号中「〔ヲ　略〕」を「〔ワ　当該顧客又は代表者等から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下この号において「公的個人認証法」という。）第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第二条第一項に規定する電子署名が行われた取引又は行為に関する情報の送信を受ける方法（銀行等が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。）」に改め、同欄の外国為替に関する省令第八条第五項中「チからヌまで若しくは」を「チからヌまで又は